

改正後	現行
<p><b>（通則）</b>  <b>第1条</b> 無線システム普及支援事業費等補助金（以下「補助金」という。）は、電波の適正な利用の確保に関し総務大臣（以下「大臣」という。）が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の一環として、対策事業（電波遮へい対策事業及び無線システム普及支援事業の総称をいう。以下同じ。）に電波利用料財源を充てることとし、その交付については、財政法（昭和22年法律第34号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p><b>（交付の目的）</b>  <b>第2条</b> この補助金は、国が一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者に委託して実施することを約した複数の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者）を含む。以下「特定地上基幹放送事業者等」という。）、有線放送設備を設置した登録一般放送事業者（以下「有線放送設備設置者」という。）その他の法人（法人の連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる法人に委託して実施することを約した複数の法人をいう。）を含む。以下同じ。）、都道府県、市町村（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる市町村に委託して実施することを約した複数の市町村）を含む。以下同じ。）、<u>地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（以下「第三セクター法人」という。）、テレビジョン放送の難視聴解消を図るためテレビジョン放送の再放送業務を行う団体（以下「共聴組合」という。）、共聴施設の管理者又は受信者に対し、対策事業に要する経費の全部又は一部の補助を行うことにより、電波が遮へいされること及び異なる2以上の電波により影響が生じることにより携帯電話等の無線通信の受信に生ずる障害に対策を講ずること又は周波数再編を行うこととともに、無線通信の利用可能な地域及び放送の受信可能な地域の拡大又は放送の円滑な実施を図ること、経済的困難その他の事由により地上系によるデジタル方式のテレビジョン放送（以下「地上デジタルテレビ放送」という。）の受信が困難な者に対する対策を講ずること、消防・救急無線及び市町村防災行政無線（移動系）のデジタル化の円滑な実施を図ること並びにラジオ放送の難聴解消のために行われる中継局整備の円滑な実施を図ることを目的とする。</u></p> <p><b>（定義）</b>  <b>第3条</b> この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  (1) 電波遮へい対策事業  トンネルにおいて、無線局とその通信の相手方である無線局又は無線設備との間の電波が遮へいされることにより携帯電話等の無線通信が行えない場合に、代替する伝送路を開設するために必要な無線通信用施設及び設備を設置する事業であって、一般社団法人等が行うものをいう。  (2) 無線システム普及支援事業  次に掲げる事業をいう。  ア～エ （略）  オ <u>公衆無線LAN環境整備支援事業</u>  <u>無線LANによる無線通信が行えない状態の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線通信用施設及び設備並びに当該無線通信用施設及び設備の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業であって、都道府県、市町村又は第三セクター法人が行うもの</u></p> <p><b>（補助対象経費）</b>  <b>第4条</b> 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2及び別表第3に掲げる経費の総額（地上デジタル放送送受信環境整備事業（デジタルテレビ中継局整備事業、辺地共聴施設整備事業、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業及び暫定的放送設備運用事業を除く。）に必要な経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。）とする。なお、辺地共聴施設整備事業であって有線共聴施設の整備を行う場合は、同事業について別表第2に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあっては6倍未満）の場合には、当該経費の総額から当該施</p>	<p><b>（通則）</b>  <b>第1条</b> （同左）</p> <p><b>（交付の目的）</b>  <b>第2条</b> この補助金は、国が一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者に委託して実施することを約した複数の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者）を含む。以下「特定地上基幹放送事業者等」という。）、有線放送設備を設置した登録一般放送事業者（以下「有線放送設備設置者」という。）その他の法人（法人の連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる法人に委託して実施することを約した複数の法人をいう。）を含む。以下同じ。）、都道府県、市町村（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる市町村に委託して実施することを約した複数の市町村）を含む。以下同じ。）、<u>テレビジョン放送の難視聴解消を図るためテレビジョン放送の再放送業務を行う団体（以下「共聴組合」という。）、共聴施設の管理者又は受信者に対し、対策事業に要する経費の全部又は一部の補助を行うことにより、電波が遮へいされること及び異なる2以上の電波により影響が生じることにより携帯電話等の無線通信の受信に生ずる障害に対策を講ずること又は周波数再編を行うこととともに、無線通信の利用可能な地域及び放送の受信可能な地域の拡大又は放送の円滑な実施を図ること、経済的困難その他の事由により地上系によるデジタル方式のテレビジョン放送（以下「地上デジタルテレビ放送」という。）の受信が困難な者に対する対策を講ずること、消防・救急無線及び市町村防災行政無線（移動系）のデジタル化の円滑な実施を図ること並びにラジオ放送の難聴解消のために行われる中継局整備の円滑な実施を図ることを目的とする。</u></p> <p><b>（定義）</b>  <b>第3条</b> この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  (1) 電波遮へい対策事業  （同左）  (2) 無線システム普及支援事業  次に掲げる事業をいう。  ア～エ （略）  <b>【新規】</b></p> <p><b>（補助対象経費）</b>  <b>第4条</b> （同左）</p>

設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあっては5分の6）に相当する額を補助対象経費とする。

- 2 前項に規定する利子支払額については、情報流通行政局長が別に定める利率で1箇年ごとの複利により計算して得た額を限度とするものとし、当該限度を超える金利の資金を借り入れることはできない。
- 3 前2項に規定する利子支払額の計算の基礎とする期間は、補助事業者が交付対象経費の支払資金を借入れた日から国が当該経費を支払う日までの期間とするものとする。
- 4 第2項の場合において、利子率の異なる数種の資金が充てられた場合の利子支払額は、利子率の異なる資金ごとに前項の期間について計算して得た額の合計額とする。

**（交付額）**

**第5条** 大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において当該法人、都道府県（携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、都道府県が補助する場合を含む。）又は市町村（携帯電話等エリア整備事業を除く。また、辺地共聴施設整備事業を行う共聴組合に対し、市町村が補助をする場合を含む。）に補助する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

区分	額
電波遮へい対策事業	(略)
無線システム普及支援事業	(略)
携帯電話等エリア整備事業	(略)
地上デジタル放送受信環境整備事業	(略)
周波数有効利用促進事業	(略)
民放ラジオ難聴解消支援事業	(略)
公衆無線LAN環境整備支援事業	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、第三セクター法人が事業を実施する場合は、補助対象経費の3分の1に相当する額

- 2 交付決定の額は、交付決定単位ごとに、1件当たり100万円（辺地共聴施設整備事業については、50万円）を下限とする。

**（交付の申請）**

**第6条** 補助金の交付を受けようとする法人（設立準備中のものを含む。）、都道府県又は市町村（以下「申請者」という。）は、様式第1号による交付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 (略)

**（交付決定の通知）**

**第7条** 大臣は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、様式第2号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。
- 3 大臣は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

2 (同左)

3 (同左)

4 (同左)

**（交付額）**

**第5条** (同左)

区分	額
電波遮へい対策事業	(同左)
無線システム普及支援事業	(同左)
携帯電話等エリア整備事業	(同左)
地上デジタル放送受信環境整備事業	(同左)
周波数有効利用促進事業	(同左)
民放ラジオ難聴解消支援事業	(同左)
【新規】	

2 (同左)

**（交付の申請）**

**第6条** (同左)

2 (同左)

3 (同左)

**（交付決定の通知）**

**第7条** (同左)

2 (同左)

3 (同左)

4・5 (略)

6 大臣は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた法人、都道府県又は市町村(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、様式第3号による交付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

(補助事業を行う際配慮すべき事項)

第8条の2 (略)

2・3 (略)

(契約)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2～6 (略)

(変更等の承認)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第5号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による中止(廃止)承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、交付対象経費に充てるために有利子の資金の借入れを行おうとするときは、その借入れ条件について様式第9号による報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第10号、様式第10号の2、様式第11号、様式第12号、様式第13号、様式第14号又は様式第15号による実績報告書を大

4・5 (同左)

6 (同左)

(申請の取下げ)

第8条 (同左)

2 (同左)

(補助事業を行う際配慮すべき事項)

第8条の2 (同左)

2・3 (同左)

(契約)

第9条 (同左)

2～6 (同左)

(変更等の承認)

第10条 (同左)

2 (同左)

3 (同左)

4 (同左)

(事故の報告)

第11条 (同左)

(状況報告)

第12条 (同左)

2 (同左)

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第10号、様式第11号、様式第12号、様式第13号、様式第14号又は様式第15号による実績報告書を大臣に提出しなければ

臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せず国に会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌会計年度の4月30日までに前項の報告書を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第14条 大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第10条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第16号による補助金の額の確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

第15条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、大臣が必要があると認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。なお、国庫債務負担行為(財政法第15条第1項の規定により国が債務を負担する行為をいう。以下同じ。)に係る補助金の場合は、各年度の年割額の範囲内において精算(概算)払いをすることができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第17号による補助金精算(概算)払請求書を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項ただし書により補助金の交付を受けたときは、遅滞なくこれを特定地上基幹放送事業者等、市町村、共聴組合、共聴施設の管理者又は受信者(以下「間接補助事業者」という。)に交付しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 大臣は、第10条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容(第10条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第18号の報告書を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第14条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(補助事業の経理)

第18条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属す

ならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。

2 (同左)

3 (同左)

(額の確定等)

第14条 (同左)

2 (同左)

3 (同左)

(支払)

第15条 (同左)

2 (同左)

3 (同左)

(交付決定の取消し等)

第16条 (同左)

2 (同左)

3 (同左)

4 (同左)

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 (同左)

2 (同左)

3 (同左)

(補助事業の経理)

第18条 (同左)

る会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

- 2 前項に掲げる補助事業者が保存しておかなければならない書類がスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。

**（間接補助金交付の際付す条件）**

**第19条** 補助事業者は、対策事業を行う間接補助事業者に補助金を交付するときは、第8条、第10条から前条まで及び第20条に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のもの（ただし、デジタル混信対策事業によって取得した受信機又は受信機器購入等対策事業によって取得したチューナーについては、取得価格が単価50万円未満のものを含む。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (2) 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
- (3) 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4)・(5) (略)

2 補助事業者は、前項により付した条件に基づき知事等が承認又は指示をする場合は、あらかじめ様式第19号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。

3 補助事業者は、第1項(2)により間接補助事業者から補助事業者に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

**（補助金交付の際付す条件）**

**第19条の2** 補助事業者は、対策事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第19号による承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

**（取得財産等の処分に関する承認の特例）**

**第20条** 第19条第2項及び前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第19号による届出書の提出をもって国に納付する旨の条件を付さずに大臣の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

**（財産の処分による収入の納付等）**

**第20条の2** 補助事業者は、第19条第3項及び第19条の2第2項の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合には、速やかに様式第19号による承認申請書を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の申請があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずる。

3 第1項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、大臣は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

2 (同左)

**（間接補助金交付の際付す条件）**

**第19条** (同左)

2 (同左)

3 (同左)

**（補助金交付の際付す条件）**

**第19条の2** (同左)

2 (同左)

3 (同左)

**（取得財産等の処分に関する承認の特例）**

**第20条** (同左)

**（財産の処分による収入の納付等）**

**第20条の2** (同左)

2 (同左)

3 (同左)

(書類の提出)

第21条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通(辺地共聴施設整備事業にあつては正本1通)を添えて、大臣に提出するものとする。ただし、暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業以外の事業については、補助事業に係る設備の設置場所(デジタルテレビ中継局整備事業については、補助事業に係る中継局の放送区域)を管轄区域とする総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ)を経由して提出するものとする。

第21条の2～第22条 (略)

(その他必要な事項)

第23条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則(平成17年11月25日総基移第380号)  
1～8 (略)

附 則(平成28年●月●日総情地第●号)  
この要綱は、平成28年●月●日から施行する。

別表第1 (略)

別表第2

事業の区分	経費区分	内容
1～9 (略)		
10 無線システム普及支援事業(公衆無線LAN環境整備支援事業に限る。)	(1) 施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備(電力引込み送電線を含む。) (オ) 無線アクセス装置 (カ) 送受信機 (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備(予備電源設備を含む。) (サ) 監視装置 (シ) 制御装置 (ス) 測定器 イ アに掲げるもののほか、附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に要する経費 ウ 附帯工事費
	(2) 用地取得費・道路費	ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費(土地造成費を含む。) イ 附帯工事費

別表第3 (略)

様式第1号(第6条第1項関係)

(書類の提出)

第21条 (同左)

第21条の2～第22条 (同左)

(その他必要な事項)

第23条 (同左)

附 則(平成17年11月25日総基移第380号)  
1～8 (同左)

【新規】

別表第1 (同左)

別表第2

事業の区分	経費区分	内容
1～9 (同左)		
【新規】		

別表第3 (同左)

様式第1号(第6条第1項関係)

番 年 月 日

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及び  
その代表者の氏名 印  
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書

（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務局長を記載すること。

（注2）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表  
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表  
代表者 印 」

と記載すること。

記

1 補助事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額（注3、注4） 金 , 千円

（注3）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

（注4）周波数有効利用促進事業においては、消防・救急デジタル無線に係る額と市町村デジタル防災行政無線（移動系）に係る額に分けて、それぞれ併記すること。

3 補助事業の概要

別紙1 第1～第13 （略）

別紙1 第14（公衆無線LAN環境整備支援事業の場合）

4 年割額  
5 有利子資金の借入先別借入金額及び利率（注5）

（注5）「年割額」並びに「有利子資金の借入先別借入金額及び金利」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4 添付資料

(1) 対策事業に要する経費の見積書

(2) 工事概要書（携帯電話等エリア整備事業（貸借費）、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業、暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業を除く。）

別紙2

(3)  （略）

都道府県及び市町村の当該対策事業に関する規程又は要綱（既に提出されたものと同じの場合は、そ

番 年 月 日

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及び  
その代表者の氏名 印  
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書

（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務局長を記載すること。

（注2）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表  
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表  
代表者 印 」

と記載すること。

記

1 補助事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額（注3、注4） 金 , 千円

（注3）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

（注4）周波数有効利用促進事業においては、消防・救急デジタル無線に係る額と市町村デジタル防災行政無線（移動系）に係る額に分けて、それぞれ併記すること。

3 補助事業の概要

別紙1 第1～第13 （同左）

【新規】

4 年割額  
5 有利子資金の借入先別借入金額及び利率（注5）

（注5）「年割額」並びに「有利子資金の借入先別借入金額及び金利」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4 添付資料

(1) 対策事業に要する経費の見積書

(2) 工事概要書（携帯電話等エリア整備事業（貸借費）、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業、暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業を除く。）

別紙2

(3)  （同左）

都道府県及び市町村の当該対策事業に関する規程又は要綱（既に提出されたものと同じの場合は、そ

の旨を記載し、添付を省略することができる。)

- 対策事業を市町村又は法人の連携主体が行う者については、
  - ① 当該対策事業を行う市町村又は法人の連携主体を構成する全団体を列記したもの
  - ② 本様式に従って交付申請書を提出する市町村又は法人が、当該対策事業を行う市町村又は法人の連携主体の代表団体であることが確認できるもの（注6）
 （注6）連携主体を構成するすべての市町村又は法人が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面。

(4) (略)

別紙1

第1～第13 (略)

第14

補助事業の概要

都道府県名、市町村名、 第三セクター法人名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）		事業費
経費 区分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
	合 計	

備考 (注1)

(注1) 補足事項3(4)の各号に該当する地域名。

添付書類

- (1) 事業の概念図、整備計画及び整備した公衆無線LANの運用指針
- (2) その他参考となる資料

別紙2

工事概要書

対策事業を行う者の名称

の旨を記載し、添付を省略することができる。)

- 対策事業を市町村又は法人の連携主体が行う者については、
  - ① 当該対策事業を行う市町村又は法人の連携主体を構成する全団体を列記したもの
  - ② 本様式に従って交付申請書を提出する市町村又は法人が、当該対策事業を行う市町村又は法人の連携主体の代表団体であることが確認できるもの（注6）
 （注6）連携主体を構成するすべての市町村又は法人が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面。

(4) (同左)

別紙1

第1～第13 (同左)

【新規】

別紙2 (同左)



代表者氏名

印（注1）

（注1） 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表

代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長 印 」

と記載すること。

1 設置場所（注2） 〇〇県 〇〇郡 〇〇町 〇〇丁目 〇〇番地

（注2） 施設及び設備を設置する地下鉄、地下街、地下駐車場、道路又はトンネルに  
固有名称が有る場合は、当該名称を付記する。

2 建設用地

(1) 敷地面積 〇〇〇. 〇m<sup>2</sup>

(2) 海拔高 〇〇〇m

(3) 敷地の所有関係

購入

借地

既所有

県、市有地、その他（具体的に）の別

主な借地条件（借地料、借地期間等）

(4) 用地周辺の状況 平地、山地の別

取付道路の必要の有無（必要であればその長さ）等

(5) 開発規制の状況 地目 〇〇〇

開発規制指定解除の必要の有無

3 施設の内容

(1) 建物の構造等 〇〇〇〇造 階建

(2) 建築面積 〇〇〇. 〇m<sup>2</sup>

(3) 延べ床面積 〇〇〇. 〇m<sup>2</sup>

(4) 鉄塔の構造等 〇〇〇〇型 高さ（地上高） 〇〇m

(5) ケーブルの長さ 〇〇〇m

(6) 中継増幅装置の数 台

4 実施計画

(1) 着手（予定）年月日 年 月 日

(2) 用地取得（予定）年月日 年 月 日

(3) 着工（予定）年月日 年 月 日

(4) 完了（予定）年月日 年 月 日

5 利用見込み

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	サービス開始（予定）年月日

6 資金計画

収入	支出	(千円)
----	----	------

財源内訳		経費区分	(事業費)
補助金	交付(予定)額	施設・設備費	
対策事業を行う者の負担額	予算額	用地取得費・道路費	
借入金			
自己資金			
その他( ) (注3)			
小計			
合計		合計	

(注3) 財源の内容を記入する。

7 添付図面

- (1) 用地付近の見取図
- (2) 設計の概要図(配置図、各階平面図及び立面図の概略)
- (3) 利用が見込まれる各事業のサービスエリア図(携帯電話等エリア整備事業の場合)

様式第2号(第7条第1項関係)

番 号  
年 月 日

法人の名称及び 殿  
その代表者の氏名  
若しくは都道府県知事又は市町村長(注1)

総務大臣 印(注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第8条の規定により通知する。

- (注1) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表  
代表者」  
地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
市町村長」  
法人の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表  
代表者」

と記載すること。

(注2) 辺地共聴施設整備事業にあつては、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長とする。

記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、

- 申請書に記載されたとおりとする。
- 一部修正の上、別紙1(別紙1の第1:電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業(施設・設備費等)、別紙1の第2:携帯電話等エリア整備事業(貸借費)、別紙1の第3:デジタルテレビ中継局整

様式第2号(第7条第1項関係)

番 号  
年 月 日

法人の名称及び 殿  
その代表者の氏名  
若しくは都道府県知事又は市町村長(注1)

総務大臣 印(注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第8条の規定により通知する。

- (注1) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表  
代表者」  
地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
市町村長」  
法人の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表  
代表者」

と記載すること。

(注2) 辺地共聴施設整備事業にあつては、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長とする。

記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、

- 申請書に記載されたとおりとする。
- 一部修正の上、別紙1(別紙1の第1:電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業(施設・設備費等)、別紙1の第2:携帯電話等エリア整備事業(貸借費)、別紙1の第3:デジタルテレビ中継局整

備事業、別紙1の第4:辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5:暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換設備整備事業)、別紙1の第6:暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換混信障害調査事業)、別紙1の第7:暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8:デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9:地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10:受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11:暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12:周波数有効利用促進事業、別紙1の第13:民放ラジオ難聴解消支援事業、別紙1の第14:公衆無線LAN環境整備支援事業)のとおりとする。

2 補助金の交付決定額は、金 , 千円とする。

3 内訳は次のとおりとする。(注3、注4、注5、注6)

(千円)

経費区分	交付決定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
賃借費	
物品費	
労務費	
業務委託費	
諸経費	
運用経費	
合計	

(注3)～(注6) (略)

[ 4 年割額 ] (注7)

(注7)「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

別紙1

第1～第13 (略)

第14

補助事業の概要

都道府県名、市町村名、 第三セクター法人名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金交付決定額(事業費×補助率)	事業費
---------------------	-----

備事業、別紙1の第4:辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5:暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換設備整備事業)、別紙1の第6:暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換混信障害調査事業)、別紙1の第7:暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8:デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9:地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10:受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11:暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12:周波数有効利用促進事業、別紙1の第13:民放ラジオ難聴解消支援事業)のとおりとする。

2 補助金の交付決定額は、金 , 千円とする。

3 内訳は次のとおりとする。(注3、注4、注5、注6)

(千円)

経費区分	交付決定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
賃借費	
物品費	
労務費	
業務委託費	
諸経費	
運用経費	
合計	

(注3)～(注6) (同左)

[ 4 年割額 ] (注7)

(注7)「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

別紙1

第1～第13 (同左)

【新規】

経費区分	施設・設備費		
	用地取得費・道路費		
	合 計		

備考
----

別紙2

- (1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に従わなければならない。
- (2)～(5)
- (6) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。ただし、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (7) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
- (8) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (9) 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- (10) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- (11) 補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- (12) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
- (13) 補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下(14)及び(15)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない（交付要綱第19条の2第1項の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (14) 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- (15) 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (16) 補助事業者は、対策事業を行う特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者、市町村、共聴組合、施設管理者又は受信者（以下「間接補助事業者」という。）に補助金を交付するときは、交付要綱第8条、第10条から第18条まで及び第20条に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。
  - ① 間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下②及び③において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のもの（ただし、受信機器購入等対策事業によって取得したチューナーについては、取得価格が単価50万円未満のものを含む。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと（交付要綱第19条第1項（1）の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

別紙2 （同左）

- ② 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者へ納付させることがあること。
- ③ 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- ④・⑤ (略)
- (17) 補助事業者は、(16)により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ交付要綱に定める様式第19号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (18) 補助事業者は、(16)②により間接補助事業者から補助事業者へ財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- (19) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。
- (20)～(22) (略)

様式第3号(第8条第2項関係)

番 号  
年 月 日

様式第3号(第8条第2項関係) (同左)

総務大臣 殿(注1)

法人の住所、名称及び  
その代表者の氏名 印  
若しくは都道府県知事又は市町村長(注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定により、同補助金 , 千円の交付申請(平成 年 月 日付け 第 号)を取り下げます。

(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表  
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表  
代表者 印 」

と記載すること。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理 由
----------------------------	-----

--	--

様式第4号（第10条第1項関係）

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及び  
その代表者の氏名 印  
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業の一部を変更する必要があるため、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注2）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表  
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表  
代表者 印 」

と記載すること。

記

1 変更事項及びその内容（注3、注4、注5、注6）

（千円）

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
内容		
経費の配分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
	賃借費	
	物品費	
	労務費	
	業務委託費	
	諸経費	
	運用経費	

様式第4号（第10条第1項関係）（同左）

	合 計	
--	-----	--

(注3)～(注6) (略)

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 添付書類

補助事業の対象となる事業の概要(添付書類 様式第1号関係)及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

5 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更(軽微な場合を除く。)しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

〔6年割額〕(注7)

(注7)「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載すること。

別紙(様式第4号関係) (略)

様式第5号(第10条第3項関係)

番 号  
年 月 日

法人の名称及び 殿

その代表者の氏名

若しくは都道府県知事又は市町村長(注1)

総務大臣 印(注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定変更通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第10条第1項の規定により下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、法第10条第4項の規定に基づき通知する。

(注1) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表  
代表者 」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
市町村長 」

法人の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表  
代表者 」

と記載すること。

(注2) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長とする。

様式第5号(第10条第3項関係)

番 号  
年 月 日

法人の名称及び 殿

その代表者の氏名

若しくは都道府県知事又は市町村長(注1)

総務大臣 印(注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定変更通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第10条第1項の規定により下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、法第10条第4項の規定に基づき通知する。

(注1) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表  
代表者 」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
市町村長 」

法人の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表  
代表者 」

と記載すること。

(注2) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長とする。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、  
 変更承認申請書に記載されたとおりにする。  
 一部修正の上、別紙1（別紙1の第1：電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業（施設・設備費等）、別紙1の第2：携帯電話等エリア整備事業（貸借費）、別紙1の第3：デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4：辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換設備整備事業）、別紙1の第6：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換混信障害調査事業）、別紙1の第7：暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8：デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9：地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10：受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11：暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12：周波数有効利用促進事業、別紙1の第13：民放ラジオ難聴解消支援事業、別紙1の第14：公衆無線LAN環境整備支援事業）のとおりとする。

- 2 補助金の交付決定額は、金 ， 千円とする。  
 （本変更承認前の交付決定額は、金 ， 千円）

- 3 内訳は次のとおりとする。（注3、注4、注5）

（千円）

経費区分	変更承認前の配分額	変更承認後の配分額
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
賃借費		
物品費		
労務費		
業務委託費		
諸経費		
運用経費		
合計		

（注3）～（注5）（略）

〔4年割額〕（注6）

（注6）「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

- 4 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

別紙1

第1～第13（略）

第14

補助事業の概要

都道府県名、市町村名、 第三セクター法人名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、  
 変更承認申請書に記載されたとおりにする。  
 一部修正の上、別紙1（別紙1の第1：電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業（施設・設備費等）、別紙1の第2：携帯電話等エリア整備事業（貸借費）、別紙1の第3：デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4：辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換設備整備事業）、別紙1の第6：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換混信障害調査事業）、別紙1の第7：暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8：デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9：地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10：受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11：暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12：周波数有効利用促進事業、別紙1の第13：民放ラジオ難聴解消支援事業）のとおりとする。

- 2 補助金の交付決定額は、金 ， 千円とする。  
 （本変更承認前の交付決定額は、金 ， 千円）

- 3 内訳は次のとおりとする。（注3、注4、注5）

（千円）

経費区分	変更承認前の配分額	変更承認後の配分額
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
賃借費		
物品費		
労務費		
業務委託費		
諸経費		
運用経費		
合計		

（注3）～（注5）（同左）

〔4年割額〕（注6）

（注6）「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

- 4 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

別紙1

第1～第13（同左）

【新規】



完了予定日	
-------	--

(千円)

国庫補助金交付決定額（事業費×補助率）		事業費
経費区分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
	合計	

備考
----

別紙2

- (1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に従わなければならない。
- (2)～(5) (略)
- (6) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。ただし、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (7) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
- (8) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (9) 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- (10) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- (11) 補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- (12) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
- (13) 補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下(14)及び(15)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない（交付要綱第19条の2第1項の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (14) 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- (15) 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (16) 補助事業者は、対策事業を行う特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者、市町村、共聴組合、施

別紙2 (同左)

設管理者又は受信者（以下「間接補助事業者」という。）に補助金を交付するときは、交付要綱第8条、第10条から第18条まで及び第20条に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。

- ① 間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下②及び③において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のもの（ただし、受信機器購入等対策事業によって取得したチューナーについては、取得価格が単価50万円未満のものを含む。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと（交付要綱第19条第1項（1）の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
  - ② 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
  - ③ 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
  - ④ 受信機器購入等対策事業を行う間接補助事業者は、受信機器購入等対策事業費補助事業を行う法人を通じてチューナーの設置又は受信アンテナの設置若しくは改良を行うこと。
  - ⑤ 辺地共聴施設整備事業、デジタル混信対策事業、受信障害対策共聴施設整備事業、共同住宅共聴施設整備事業、新たな難視対策事業又は受信機器購入等対策事業を行う間接補助事業者が当該事業によって締結した有線放送設備を利用するための契約を解約したことにより収入があると認める場合には、その収入を補助事業者に納付させることがあること。
- (17) 補助事業者は、(16)により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ交付要綱に定める様式第19号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (18) 補助事業者は、(16)②により間接補助事業者から補助事業者へ財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- (19) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。
- (20) ～(22) (略)

様式第6号（第10条第4項関係）

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及び  
その代表者の氏名 印  
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業を中止（廃止）したいので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注2）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表  
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

様式第6号（第10条第4項関係）（同左）

市町村長 印

法人の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表  
代表者 印」

と記載すること。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 経費の支出額内訳（注3、注4、注5）

(千円)

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
施設・設備費			
用地取得費・道路費			
賃借費			
物品費			
労務費			
業務委託費			
諸経費			
運用経費			
合計			

(注3)～(注5) (略)

3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

- (1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- (2) 完了予定日 年 月 日

様式第7号（第11条関係）

様式第7号（第11条関係）（同左）

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及び  
その代表者の氏名 印  
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注2）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表  
代表者 印」

地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 印 」  
法人の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表  
代表者 印 」  
と記載すること。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 対策事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第8号（第12条第1項関係）

番 号  
年 月 日

様式第8号（第12条第1項関係）（同左）

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及び  
その代表者の氏名 印  
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業の実施状況について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第12条の規定により報告します。（注3、注4、注5、注6）

（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注2）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表  
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長 印」  
 法人の連携主体にあつては、  
 「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表  
 代表者 印」  
 と記載すること。

記

1 交付決定額の進捗状況

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					
用地取得費・道路 費					
賃借費					
物品費					
労務費					
業務委託費					
諸経費					
運用経費					
合計					

(注3)～(注6) (略)

2 補助事業の遂行状況

補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

様式第9号（第12条第2項関係）

番 号  
年 月 日

様式第9号（第12条第2項関係）（同左）

総務大臣 殿

法人の住所、名称及び  
その代表者の氏名 印

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業に係る資金借入報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった国庫債務負担行為に係る交付対象  
事業について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり報告し  
ます。

記

1 借入先

2 借入金額

3 借入金利（変動、固定の別を含む。）

4 借入期間

5 その他の借入条件

様式第10号（第13条第1項関係）

番 号  
年 月 日

様式第10号（第13条第1項関係）（同左）

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及び  
その代表者の氏名 印  
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注2）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表

代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長 印 」

と記載すること。

記

1 補助事業の実施状況

（千円）

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
都道府県補助金(注3)			
うち国庫補助金			

2 事業の実施状況 (注4)

市町村名・代表者名(注3)	
施設の設置場所	
工事施工業者名	
着工日	
完了日	

3 施設の利用見込み

利用予定 サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア		サービス開始(予定) 年月日
		市町村名 (注5)	エリア内世帯数 (注5)	
		(注5)	(注5)	

(注3) 携帯電話等エリア整備事業の場合

(注4) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

(注5) 携帯電話等エリア整備事業の場合、「市町村名」とあるのは「市町村名(地区名)」と、「エリア内世帯数」とあるのは「エリア内世帯数及び人口数」と読み替えるものとする。

4 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
	都道府県、市町村又は 一般社団法人等の負担額	予 算 額	
借入金			
事業者等の負担金			
自己資金			
その他( ) (注6)			
小 計			
合 計			

(円)

支 出		
経費区分	予 算 額	実績額(支出額合計)
施設・設備費		

用地取得費・道路費		
合 計		

(注6) 財源の内容を記入する。

5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 \_\_\_\_\_ , \_\_\_\_\_ 千円  
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

様式第10号の2 (第13条第1項関係)

番 \_\_\_\_\_ 号  
 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

【新規】

総務大臣 \_\_\_\_\_ 殿

法人の住所、名称及び  
 その代表者の氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 若しくは都道府県知事又は市町村長

平成 \_\_\_\_\_ 年度無線システム普及支援事業費等補助事業 (年度終了) 実績報告書

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付け 第 \_\_\_\_\_ 号で補助金の交付決定通知のあった平成 \_\_\_\_\_ 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 (廃止・完了せずに年度終了) しましたので、平成 \_\_\_\_\_ 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国庫補助金			

2 事業の実施状況 (注1)

補助事業の概要	
施設の設置場所	
着 工 日	
完 了 日	

(注1) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。



3 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
補助事業者の負担額	予 算 額		実 績 額
借 入 金			
自 己 資 金			
その他( ) (注2)			
小 計			

(円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実績額 (支出額合計)
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
合 計		

(注2) 財源の内容を記入する。

4 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 \_\_\_\_\_ , \_\_\_\_\_ 千円  
 $\text{補助金所要額} - \text{消費税仕入控除税額} = \text{補助金額}$

5 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真
- (3) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

様式第11号 (第13条第1項関係)

様式第11号 (第13条第1項関係) (同左)

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

無線通信事業者等の住所、名称及び  
その代表者の氏名

印

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国庫補助金			

2 事業の実施状況（注1）

伝送用専用線の区間	
契 約 日	

(注1) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 サービス提供見込み

提供される無線 通信サービス名	無線通信サービス 提供予定事業者名	サービスエリア		サービス開始（予定） 年月日
		市町村名 (地区名)	エリア内世帯数 及び人口	
			世帯 人	

4 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
無線通信事業者等の負担額	予 算 額		実 績 額
借 入 金			
事業者等の負担金			
自 己 資 金			
その他 ( ) (注2)			
小 計			
合 計			

(注2) 財源の内容を記入する。

(円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実績額 (支出額合計)



3 事業収支総括表（注2、注3）

（円）

収 入			
補助金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
	法人の負担額	予算額	
借入金			
事業者等の負担金			
自己資金			
その他（ ）（注4）			
小 計			
合 計			

（注2）・（注3） （略）

（円）

（注4）財源の内容を記入する。

- （ 4 有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間  
5 有利子資金の返済計画 ） （注5）

（注5）「有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間」並びに「有利子資金の返済計画」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

6 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 ， 千円  
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

7 添付書類

経費支出に係る請求書又は同領収書の写し

様式第13号（第13条第1項関係）

様式第13号（第13条第1項関係） （同左）

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

法人の住所、名称  
及びその代表者の氏名 印

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国庫補助金			

2 事業の実施状況 (注1)

事業内容	
開始日	
完了日	

(注1) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額

(1)・(2) (略)

4 有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間	(注2)
5 有利子資金の返済計画	

(注2) 「有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間」並びに「有利子資金の返済計画」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げる。

4 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円  
 補助金所要額 - 消費税仕入控除税額 = 補助金額

5 添付書類

- (1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し
- (2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

様式第14号 (第13条第1項関係)

番 号  
年 月 日

様式第14号 (第13条第1項関係) (同左)

総務大臣 殿

法人の住所、名称  
及びその代表者の氏名

印

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国庫補助金			

2 事業の実施状況（注1）

事業内容	
開始日	
完了日	

(注1) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
法人の負担額	予 算 額		実 績 額
借入金			
事業者等の負担金			
自己資金			
その他（ ） (注3)			
小 計			
合 計			

(注3) 財源の内容を記入する。

(円)

支 出
-----

経費区分	予算額	実績額 (支出額合計)
施設・設備費		
物品費		
運用経費		
労務費		
諸経費		
合計		

- 4 有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間  
5 有利子資金の返済計画
- (注2)

(注2) 「有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間」並びに「有利子資金の返済計画」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円  
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

- 5 添付書類  
(1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し  
(2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類  
(3) 当該施設等の完成写真(施設・設備費に係る部分に限る。)

様式第15号(第13条第1項関係)

様式第15号(第13条第1項関係) (同左)

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

法人の住所、名称  
及びその代表者の氏名(注1) 印

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業(年度終了)実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了(廃止・完了せずに年度終了)しましたので、平成 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

(注1) 法人の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表  
代表者 印」

と記載すること。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国庫補助金			

2 事業の実施状況 (注2)

事業内容	
開始日	
完了日	

(注2) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額

(円)

支 出		
経費区分	予 算 額	実績額 (支出額合計)
助 成 費		
事 務 費		
合 計		

- 4 有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間  
5 有利子資金の返済計画 (注3)

(注3) 「有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間」並びに「有利子資金の返済計画」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

- 4 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。



交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円  
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

5 添付書類

- (1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し
- (2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

様式第16号（第14条第1項関係）

番 号  
年 月 日

法人の名称及びその 殿  
代表者の氏名  
若しくは都道府県知事又は市町村長（注1）

総務大臣 印（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第14条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還を命じる。

（注1）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表  
代表者 」

地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 」

法人の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表  
代表者 印 」

と記載すること。

（注2）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長とする。

記

1 補助金の確定額は、 金 , 千円とする。

2 内訳は次のとおりとする。（注3、注4、注5、注6）

（千円）

経費区分	交付確定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
賃借費	
物品費	
労務費	
業務委託費	

様式第16号（第14条第1項関係）（同左）

諸経費	
運用経費	
合計	

(注3) 暫定的難視聴対策事業の場合は、以下の事業の内訳を記載すること。  
送信・利用者管理事業

(千円)

経費区分	交付確定額
業務委託費	
事務費	
合計	

受信対策事業

(千円)

経費区分	交付確定額
受信設備整備・貸与事業費	
事務費	
合計	

(注4)～(注6) (略)

[3年割額] (注7)

(注7) 「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4 返還額

様式第17号 (第15条第2項関係)

番 号  
年 月 日

様式第17号 (第15条第2項関係) (同左)

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及びその  
代表者の氏名 印  
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金精算 (概算) 払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった (国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金の精算払 (第 回概算払) を受けたので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり請求 (返還) します。

(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、  
「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・及び〇〇テレビ) 代表  
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表  
市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表  
代表者 印」  
と記載すること。

記

1 請求（返還）金額 金 ， 千円也

2 内 訳  
（国庫債務負担行為に係らない補助金の精算払の場合）（注3、注4、注5、注6）

（千円）

経費区分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求（返還） 額 ①－②
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
賃借費				
物品費				
労務費				
業務委託費				
諸経費				
運用経費				
合計				

（注3）～（注5） （略）

（注6） 負の金額には△印を付すこと。

（国庫債務負担行為に係る補助金の精算払の場合）（注7、注8、注9、注10）

（千円）

経費区分	交付確定額①	前回までの累積 受領額②	今回請求額 ③	残 額 ①－②－③
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
賃借費				
物品費				
労務費				
業務委託費				
諸経費				
運用経費				
合計				

（注7）～（注9） （略）

（注10） 負の金額には△印を付すこと。

（概算払の場合）（注11、注12、注13）

（千円）

経費区分	交付決定額 ①	前回までの概算 払受領額②	今回請求額 ③	残 額 ①-②-③
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
賃借費				
物品費				
労務費				
業務委託費				
諸経費				
運用経費				
合 計				

(注11)～(注13) (略)

様式第18号(第17条第1項関係)

番 号  
年 月 日

様式第18号(第17条第1項関係) (同左)

総務大臣 殿(注1)

法人の住所、名称及びその  
代表者の氏名 印  
若しくは都道府県知事又は市町村長(注2)

平成 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。  
(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。  
(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表  
代表者 印」  
地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
市町村長 印」  
法人の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表  
代表者 印」  
と記載すること。

記

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| 1 補助金額(交付要綱第14条による額の確定額) | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額   | 円 |

3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 円

4 補助金返還相当額（3－2） 円

（注3）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第19号（第19条、第19条の2、第20条、第20条の2関係）

様式第19号（第19条、第19条の2、第20条、第20条の2関係）（同左）

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及びその  
代表者の氏名 印  
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等に係る財産処分承認申請届出書

平成 年度において、無線システム普及支援事業等により取得した施設の財産処分を行いたいので、関係書類申請します。  
を添えて下記のとおり届け出ます。

（注1） 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注2） 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表  
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表  
代表者 印 」

と記載すること。

記

1 処分の内容  
（取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）

2 処分の理由

3 取得財産の概要

(1) 施設又は設備の名称

(2) 施設又は設備の設置者（事業主体）の名称

(3) 施設の所在地

(4) 事業費

(ア) 国庫補助金

(イ) 一般社団法人等負担金

(ウ) 特定地上基幹放送事業者負担金又は基幹放送局提供事業者負担金

(エ) 都道府県負担金

(オ) 市町村負担金

(カ) 共聴組合負担金

(キ) その他法人等負担金

4 処分の概要

(1) 処分しようとする相手方（注3）

(2) 処分しようとする財産の範囲

（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。）

(3) 処分の期間（注3）

(4) 処分の条件（注3）

（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年総官会第790号）に定める額を記入する。）

5 処分に伴う無線通信サービス又は放送の再放送サービスの運用開始日（注3）

（注3）取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

6 添付書類

市町村から都道府県に対する承認申請・届出書の写し（間接補助事業の場合に限る。）

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】

平成20年5月30日

1 交付の申請について

交付要綱第6条第1項の「大臣が別に定める日」は、原則として6月30日とする。

2 財産の処分制限期間について

(1) 交付要綱第19条第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において規定される耐用年数に相当する期間とする。

(2) 交付要綱第19条の2第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金等交付規則

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】

平成20年5月30日

1 交付の申請について

（同左）

2 財産の処分制限期間について

(1) （同左）

(2) （同左）

に定めるところによるものとする。

### 3 交付対象施設等について

- (1) (略)
- (2) 交付要綱別表第1及び別表第2の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。
- (3) 交付要綱別表第1及び別表第2の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。
- (4) 携帯電話等エリア整備事業、デジタルテレビ中継局整備事業及び公衆無線LAN環境整備支援事業は、原則として次の各号に掲げる地域のいずれかを含む市町村において事業を行うものに限る。
  - ① 過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。）
  - ② 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）
  - ③ 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域をいう。）
  - ④ 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。）
  - ⑤ 山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。）
  - ⑥ 特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）
  - ⑦ 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。）
- (5)～(7) (略)
- (8) 民放ラジオ難聴解消支援事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
  - ① 一の中継局の整備により都市型難聴対策事業と外国波混信対策事業を併せて行う場合及び都市型難聴対策事業と地理的・地形的難聴対策事業を併せて行う場合の交付額は、交付要綱第5条の規定にかかわらず、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。ただし、都市型難聴対策事業の対象となるすべての地域が外国波混信対策事業又は地理的・地形的難聴対策事業の対象となる地域と同じ場合は、補助対象経費の3分の2に相当する額とする。
  - ② 交付要綱第6条第3項の「大臣が別に定める資料」は以下のとおりとする。
    - ア 交付申請の直近年度の財務諸表（申請者が特定地上基幹放送事業者等である場合に限る。）。
    - イ 申請者の直近年度のラジオ放送事業に係る収支の状況を示す資料（申請者が特定地上基幹放送事業者等である場合に限る。）。なお、ラジオ放送事業のみを行う申請者については、直近年度の財務諸表の提出をもって本資料の提出に代えることができる。
    - ウ 申請者の直近年度のラジオ放送事業に係る収支が赤字である場合、収支の改善や経営基盤の強化に向けた取組状況及び交付申請がこれらの取組の障害にならないことを示す資料（申請者が特定地上基幹放送事業者等である場合に限る。）。
    - エ 補助金の交付を受けて整備しようとする中継局が、中波放送を行う基幹放送局の放送区域において難聴対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局（以下「補完中継局」という。）である場合は当該中波放送を行う基幹放送局の放送区域内の難聴の発生状況を、補完中継局以外の中継局である場合は当該中継局の放送区域内の難聴の発生状況を原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で示す資料。
    - オ 補助金の交付を受けて整備しようとする中継局の空中線電力が難聴の解消のために必要最小のものであることを示す資料。
    - カ 補助金の交付を受けて整備しようとする無線設備等の共同設置に関する状況を示す資料（無線設備等の共同設置を行わない場合は、共同設置に関する検討状況を示す資料その他共同設置が困難であることを示す資料）。
- (9) 公衆無線LAN環境整備支援事業は、原則として、五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数又は五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下のうち占有周波数帯域幅が三八MHzを超え七八MHz以

### 3 交付対象施設等について

- (1) (同左)
- (2) (同左)
- (3) (同左)
- (4) 携帯電話等エリア整備事業及びデジタルテレビ中継局整備事業は、原則として次の各号に掲げる地域のいずれかを含む市町村において事業を行うものに限る。
  - ① (同左)
  - ② (同左)
  - ③ (同左)
  - ④ (同左)
  - ⑤ (同左)
  - ⑥ (同左)
  - ⑦ (同左)
- (5)～(7) (同左)
- (8) 民放ラジオ難聴解消支援事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
  - ① (同左)
  - ② (同左)
    - ア (同左)
    - イ (同左)
    - ウ (同左)
    - エ 補助金の交付を受けて整備しようとする中継局が補完する地上基幹放送局の放送区域内の難聴の発生状況を原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で示す資料。
    - オ (同左)
    - カ (同左)

【新規】

下又は七八MHzを超え一五八MHz以下の電波を使用する機器を用いて事業を行うものに限る。

#### 4 財産処分について

- (1) 交付要綱第19条の2第2項の収入には、補助事業の実施により預金利息が生じた場合における利息を含むものとする。ただし、交付要綱第13条の報告の際に当該利息相当額を減額して報告した場合は、この限りでない。
  - (2) 交付要綱第20条で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日総官会第790号）に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。
    - ① 以下の要件を満たす財産処分である場合
      - ア 国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を公共用又は公用に供する次の施設へ転用するものであること。  
地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研修施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）、社会体育施設（体育館等）、文化施設（美術館等）、児童福祉施設（児童館等）老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人（NPO）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎
      - イ 当該補助事業により設置した無線通信用施設及び設備が所在する都道府県、市町村及び都道府県又は市町村の連携主体への無償による転用であること。
    - ② ①以外の場合であって、当該補助事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がなく、かつ電波の適正な利用の確保に資すると認められる場合であり以下のいずれかに該当する場合
      - ア 電波遮へい対策事業及び無線システム普及支援事業（以下「対策事業」という。）により無線通信を行っている電気通信事業者が対象地域の通信量の増加等に応じるための設備を増加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合
      - イ 対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者が次世代方式携帯電話等の新たな無線通信を行うための設備を追加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合
      - ウ 対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者以外の電気通信事業者が無線通信を行うための設備を追加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合
      - エ・オ （略）
      - カ 国又は地方公共団体の行政目的を遂行するために防災行政無線等の電気通信設備を設置する場合
      - キ～ケ （略）
    - ③ （略）
  - (3) 交付要綱第20条の2の規定により財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合における納付金額は、残存価値額（処分する施設又は設備に係る補助額に、当該施設又は設備の処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額）とする。
- #### 5 その他
- (1) （略）
  - (2) 交付要綱に定める様式第1号から様式第19号までの用紙は、日本工業規格A列4番によるものとする（添付書類等を除く。）。
  - (3)・(4) （略）

#### 別紙

交付要綱別表の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）

- 1 電柱
- 2 接地線
- 3 屋外照明施設
- 4 マンホール
- 5 空調設備
- 6 監視設備
- 7 航空標識灯設備

#### 4 財産処分について

- (1) （同左）
- (2) （同左）
- (3) （同左）

#### 5 その他

- (1) （同左）
- (2) （同左）
- (3)・(4) （同左）

#### 別紙 （同左）



- |    |                           |  |
|----|---------------------------|--|
| 8  | 消火設備                      |  |
| 9  | 水道施設                      |  |
| 10 | 貯水タンク                     |  |
| 11 | ろか器                       |  |
| 12 | 洗面・手洗施設                   |  |
| 13 | 仮眠施設                      |  |
| 14 | モニターテレビ                   |  |
| 15 | 修理工具                      |  |
| 16 | 混信対策防止装置                  |  |
| 17 | ゴーストキャンセラー                |  |
| 18 | 中継用固定無線装置                 |  |
| 19 | 1 から 18 までに掲げるものに類する施設・設備 |  |